

春の全国交通安全運動

4月6日(木)～同15日(土)

4月10日(月)は交通事故死ゼロをめざす日です
交通安全はあなたが主役です。一人ひとりが
交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践し、
交通事故防止に努めましょう。

運動の基本

- 子どもと高齢者の交通事故防止
～事故にあわない、おこさない～

運動の重点目標

- 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 後部座席を含めたすべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

岡本庁・まちづくり支援課
(天草宝島国際交流会館ポルト内) ☎③6661

行政

市民提案を募集します

市政に対するご意見やご提案などを「市長への便り」または市ホームページ内の「市長へのメール」や「ご意見・ご要望」などで随時受け付けています。
心豊かに暮らせるまちづくりにつながるようなご提案をお寄せください。

対象 天草市民。
提案方法 便せんなど(住所、氏名、電話番号を記入、様式は自由)を郵送またはFAX②7016、電子メールで提出してください。
[M]hisyoka@city.amakusa.lg.jp
[FAX]〒863-1863
(住所記載不要) 天草市役所・秘書課

健康・医療



「脳いきいきサポーター養成講座」参加者募集

地域の通いの場やサロン等で、認知症予防プログラムのパズルや体操などを実践するサポーターを募集します。

対象 全ての養成講座に参加し地域の通いの場やサロンなどで実践できること。
とき 5～8月の第2・4木曜日の午後2時～同4時。
ところ 本庁2階・庁議室。
定員 30人(申し込み多数のときは抽選)。
受講料 無料。
申込方法 4月14日(金)までに、電話で申し込んでください。
[岡本庁・高齢者支援課]

「食生活改善推進員養成教室」参加者募集

食生活を通して市民の健康づくりを応援する食生活改善推進員を募集します。

対象 市内在住の18歳以上で全日程に参加でき、修了後は同推進員として活動できる人。
日程 5月～12月。
地域 本渡・五和・新和
会場・日程
天草中央保健福祉センター 5月12日～毎月第2金曜日
有明・御所浦・倉岳・栖本
天草東保健福祉センター 5月18日～毎月第3木曜日
牛深・天草・河浦
天草西保健福祉センター 5月17日～毎月第3水曜日
定員 3会場合計で45人程度。※受講無料。
申込方法 5月8日(月)までに、電話で申し込んでください。
[岡本庁・高齢者支援課]
天草中央保健福祉センター ☎②40620 / 天草東保健福祉センター ☎⑥6335
天草西保健福祉センター ☎⑦3301

非常勤職員(看護師嘱託員)を募集します

勤務場所・予定人員 本庁・国保年金課。2人程度。
業務内容 脳血管疾患の予防に関する訪問業務。データ入力作業。
応募資格 看護師または准看護師の資格と普通自動車の運転免許を持つ人。
雇用期間 5月1日～平成30年3月31日。
勤務時間 月々金曜日(祝日を除く)のうち4日間(週29時間)。
報酬 月額11万7,700円(交通費別途支給)。
試験日程・内容 4月18日(火)午前9時～、本庁2階・第1会議室。面接。
申込方法 4月13日(木)必着)までに、履歴書と資格免許状・運転免許証の写しを、郵送または持参してください。
[岡本庁・国保年金課]
〒863-1863
(住所記載不要) 天草市役所・国保年金課

「介護支援ボランティア」登録者募集

市が指定した介護保険施設や事業所などでボランティア活動を行う介護支援ボランティアを募集します。同活動時間に応じてスタンプが与えられ、年1回、最高で5,000円分の天草宝島商品券に交換できます。生きがいづくり、地域貢献のため、ボランティア活動を始めてみませんか。
対象 市内に住所がある65歳以上の人。
活動内容 レクリエーションなどの参加支援や補助、配膳・下膳の補助、話し相手、草引き・洗濯物の整理、支援が必要な高齢者宅でのごみ出しなど。
申込方法 介護保険被保険者証を持参し、市社会福祉協議会各支所へ申し込んでください。
[岡本庁・高齢者支援課]
市社会福祉協議会 ☎③2552

ごみ収集日を変更します

4月29日(土)(昭和の日)のごみ収集日を変更します。

対象地区	変更後
燃やせるごみ	
土曜日に収集予定の地区	5月1日(日)

※5月の連休に伴うごみ収集日変更については、市政だより5月1日号でお知らせします。

岡本庁・環境施設課(旧農政局事務所内) ☎③7861

人のうごき

2月28日現在

〔2月中の異動〕		※()内は前月比	
人口	83,856 (93減)	出生	41人
男	39,260 (54減)	死亡	137人
女	44,596 (39減)	転入	116人
		転出	113人
世帯数	37,410 (11減)		

国民健康保険の加入・脱退には届け出が必要です!

職場の健康保険(社会保険や健康保険組合など)加入者や後期高齢者医療制度対象者、生活保護受給者以外は、国民健康保険(国保)に加入することになります。新たに国保に加入する場合や就職などで脱退するときは届け出が必要です。

国保に加入する場合

社会保険の資格喪失日を確認できるもの(資格喪失証明書、離職票など)を持参

加入の届け出が遅れると、保険証がないため、その間の医療費はいったん全額自己負担になります。国保税は加入の届け出をした月からではなく、資格を取得した月までさかのぼって納める必要があります。

国保を脱退する場合

国保と職場の両方の健康保険証を持参

脱退の届け出が遅れると、新しく加入した保険の保険料と国保税を二重に納めてしまうことになります。職場の健康保険などに加入した後に国保の保険証を使って受診すると、国保負担分の医療費を返納していただく場合があります。

※いずれも子ども医療の対象者がいる人は、子ども医療受給者証も持参。

岡本庁・国保年金課